

# 「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」の一部改正（案）の概要について

令和6年3月  
こども未来部こども家庭課

## 1 趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）の一部改正に鑑み、川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「施行規則」という。）の一部を改正しようとするものです。

## 2 内容

### （1）基準府令の改正概要

- ・ 母子生活支援施設の長が入所中の母子に関する自立支援計画書を作成する際に、母子の年齢や発達状況等の事情を聴取するなどし、母子それぞれの意見又は意向等を勘案して自立支援計画書を策定することを明記するものです。
- ・ 母子生活支援施設の長が入所中の母子の保護及び生活支援にあたる際、必要に応じ関係機関と連携することとされているが、関係機関に里親支援センター及び女性相談支援センターを加えるものです。

### （2）施行規則の一部改正について

当該基準の内容について本市の実情において異なる内容とすべき特殊事情・要因は見当たらないことから、基準府令どおり改正する案としています。

## 3 施行期日

令和6年4月1日

## 4 効果

母子生活支援施設の適正な運営に資することができます。